

(案)

第5次地域管理経営計画書
第5次国有林野施業実施計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日
至 平成32年3月31日

九州森林管理局

第5次地域管理経営計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日
至 平成32年3月31日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林^{もり}づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林^{かん}が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

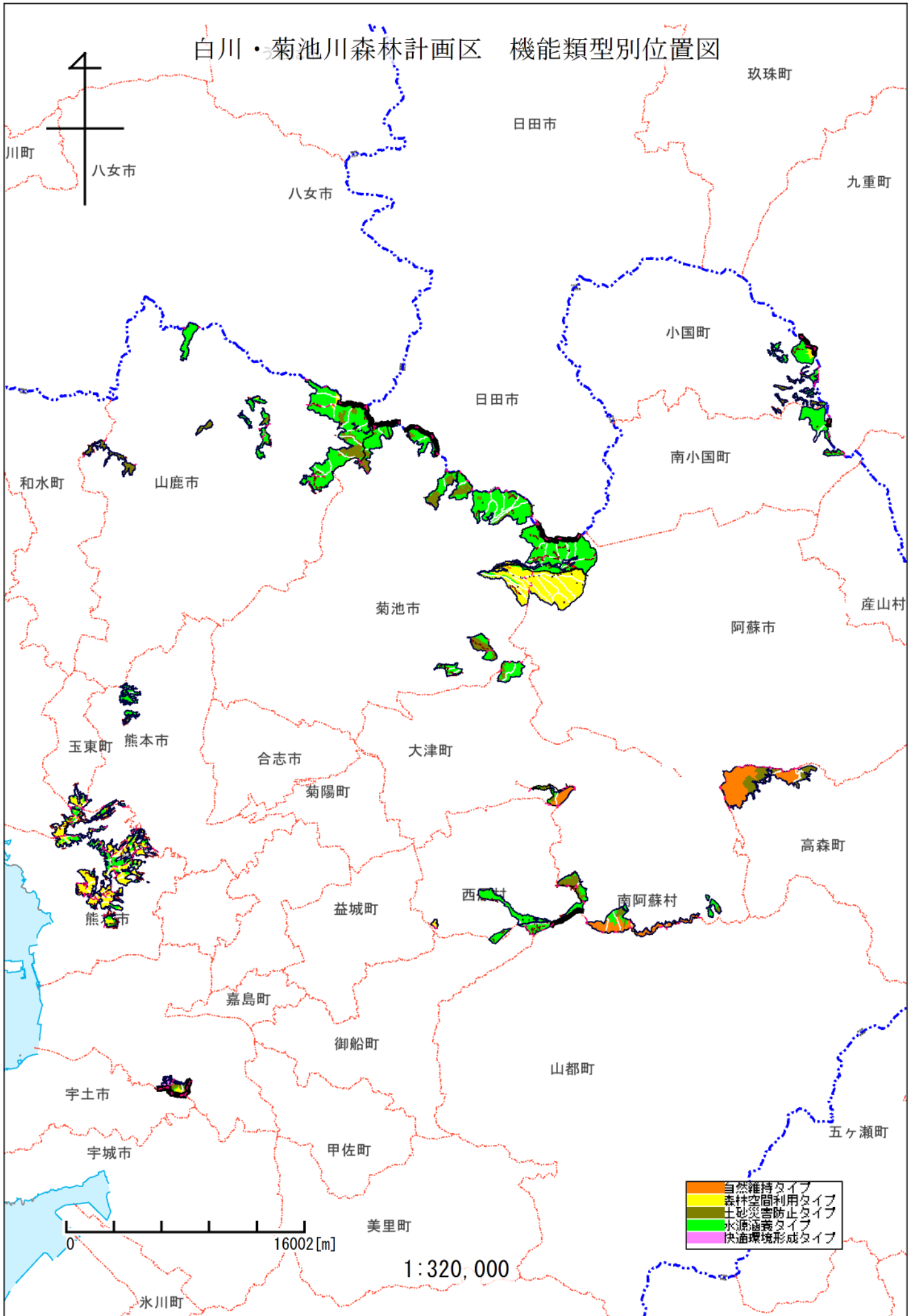
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、区域内に所在する森林管理署長と連携して、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の白川・菊池川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、白川・菊池川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

白川・菊池川森林計画区 機能類型別位置図



目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③	持続可能な森林経営の実施方向	4
④	政策課題への対応	6
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	6
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	7
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	7
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	8
⑤	水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 ^{かん} タイプに関する事項	8
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	9
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	9
②	林業事業体の育成	9
③	民有林と連携した施業の推進	9
④	森林・林業技術者等の育成	9
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	9
⑥	その他	9
(4)	主要事業の実施に関する事項	9
①	伐採総量	10
②	更新総量	10
③	保育総量	10
④	林道の開設及び改良の総量	10
(5)	その他必要な事項	11
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	11
(1)	巡視に関する事項	11
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(4)	その他必要な事項	12

3	林産物の供給に関する事項	1 2
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 2
	(2) その他必要な事項	1 2
4	国有林野の活用に関する事項	1 3
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 3
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 3
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 4
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 4
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 4
	(2) 分収林に関する事項	1 4
	(3) その他必要な事項	1 4
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 4
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 4
	(2) 地域の振興に関する事項	1 5
	(3) その他必要な事項	1 5

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、白川・菊池川森林計画区を管轄区域とする国有林野10,456ha（不要存置林野1.28haを含む。）であり、白川・菊池川の源流部及び熊本市の金峰山周辺に位置している。森林の現況は、人工林を主体とする育成林が7,006ha（育成単層林6,976ha、育成複層林30ha）、天然生林が2,599haとなっており、主な樹種としては、針葉樹でスギ、ヒノキ、広葉樹でケヤキ、コナラなどとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林6,085ha、針広混交林1,061ha、広葉樹林2,810haとなっている。

白川、菊池川源流部は、ケヤキ、モミ、ブナ等の生育する天然林とスギ・ヒノキ人工林からなり、その大半が水源かん養保安林に指定され、熊本市等の水がめとして重要な役割を担っている。また、その多くが阿蘇くじゅう国立公園に指定されるとともに、くまもと自然休養林（菊池水源地区）が設定されている。

熊本市の金峰山周辺部は、長伐期林、複層林を含むスギ・ヒノキ人工林と天然林からなる多様な森林で構成されている。また、くまもと自然休養林（金峰山地区）が設定され、熊本市民の憩いの場として多くの人に親しまれている。

このため、本計画では、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くとともに、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源涵養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進する。さらに、持続可能な森林経営、「美しい森林づくり推進国民運動」等を通じた地球温暖化防止対策及び生物多様性の保全にも配慮しつつ、管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 水源深葉地区（1～20、104～110林班）

菊池市の東部に位置し、菊池川上流域の標高450～1,100mの地点にある。その大半が水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

本地区は、くまもと自然休養林（菊池水源地区）の設定、阿蘇くじゅう国立公園の指定を受け、優れた景観を有し眺望等にも恵まれ、自然探勝等森林レクリエーションや森林教室等の場として、また、保健・休養の場として多くの人に利用されているなど、保健文化機能及び自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから、「自然維持タイプ」及

び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 迫間地区（21～35林班）

菊池市の北東部に位置し、大分県日田市に隣接している。保慶山の南側斜面の標高500m～1,000mの地点にあり、スギ・ヒノキ人工林が多い。山腹斜面の上部、溪流沿い等では急傾斜地の多い地形となっており、水源かん養保安林の指定を受け、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ウ 鹿本地区（36～51、66～68林班）

菊池市の北部に位置し、八方ヶ岳（1,052m）、三国山（994m）等の峰が連なり、標高400m～1,000mの地点にある。

スギ・ヒノキ人工林が多く、水源かん養保安林の指定を受け、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

エ 金峰山地区（151、152、154、155、157～195林班）

熊本市の北西部に位置し、金峰山（665m）、二ノ岳（685m）及び三ノ岳（681m）が連なる標高100m以上の里山・山地と金比羅山系（264m）からなり、スギ・ヒノキ人工林が大部分を占めている。

本地区は、くまもと自然休養林（金峰山地区）に設定されるとともに、金峰山県立自然公園の指定を受け、優れた景観を有し眺望等にも恵まれ、自然探勝等森林レクリエーションや森林教室等の場となっており、また、「遊々の森」を設定し、森林教室の開催など森林環境教育の場として重要な役割を果たしている。このように、保健文化機能の発揮が期待されることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

オ 阿蘇地区（116、117、119、120、122～128、222～226林班）

熊本市内を流れる白川の中上流部に位置し、阿蘇高岳（1,592m）及び根子岳（1,408m）の南側斜面、南阿蘇外輪山地帯（標高700m以上）並びに北向山（797m）からなる。

中岳、根子岳一帯は地形、地質が不安定であり、山地災害防止機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、北向山林木遺伝資源保存林については、九州地方中央部に残存する自然林として学術上価値が高く、自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

カ 小国地区（234、236～238、240林班）

九重山系の一部をなし、瀬の本地区から一目山（1,287m）を経て湧蓋山（1,500m）に連なる山地の北西部、筑後川源流部に位置し、その大半が水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、湧蓋山山頂付近は阿蘇くじゅう国立公園にも指定され、奇岩やミヤマキリシマ等

の高山植物の群落が見られ、自然環境に優れ入山者が多く、保健文化機能の発揮が期待されることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

キ 吉無田地区(1129～1131、1144、1148林班)

熊本市の南端を流れ、洪水被害が多発する加勢川の上流部に位置し、阿蘇外輪山及びその南東部に広がる丘陵地からなる。スギ・ヒノキ人工林を主体とし、水源かん養保安林に指定されており、山地災害防止機能や水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、地蔵峠一带は、野外活動、自然観察の場として多くの人に利用されており、保健文化機能の発揮が期待されることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ク 富合地区(296～299林班)

宇土半島つけ根の雁回山(314m)周辺に位置し、地形は比較的なだらかで小面積の団地となっている。

雁回山周辺の下流域には、住宅、農耕地等があり、山地災害防止機能や水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、雁回山の山頂付近は、レクリエーションの森に設定され都市近郊林として保健文化機能の発揮が期待されることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

299林班は居住環境を良好な状態に保全する機能の発揮が期待されることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、熊本森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は10,476haで九州森林管理局管内国有林総面積の2%を占めている。

蓄積は2,784千m³で九州森林管理局総蓄積の2%を占めている。また、人工林面積は7,006haで人工林率は72%となっている。

森林の種類は、普通林が161haで2%を占めており、制限林が10,315haで98%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が84%を占めている。

白川・菊池川森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	7,006	2,741	729	10,476
蓄 積	2,303,783	479,812	—	2,783,595

注 合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、分収林の契約延長等により計画量を下回る結果となるとともに、これに連動して造林面積も計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	430,000m ³	342,103m ³
主伐	158,700m ³	87,820m ³
間伐	271,300m ³	254,320m ³
造林面積	475ha	29ha
人工造林	329ha	29ha
天然更新	145ha	- ha
林道等の開設又は 拡張	開設：25.7km 拡張：11箇所	開設：21.3km 拡張：18 箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{かん}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、森林総管理士の活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事

項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ		
		うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	1,178	1,178	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面積	925	81

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	2,515	2,347

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	46

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	5,811

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、白川・菊池川流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業者等と連携し、低コスト化で効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	1,455	1,360

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（関係市町村と連携した野生鳥獣被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、主伐とその後の再生林にも取り組み、混交林化、複層林化、長伐期化や里山

の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	250,500	274,000 (2,080)	524,500
前 計 画	158,700	271,300 (2,532)	430,000

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	675	45	721
前 計 画	329	145	475

注 合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	787	28	73	—	38
前 計 画	549	45	82	—	78

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	29	22,000	48	13,100

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区内には、くまもと自然休養林が設定されている金峰山地区及び菊池水源地区並びに、風景林が設定されている八方ヶ岳等があり、熊本市、菊池市、山鹿市、玉名市等からの森林レクリエーションを目的とした入林者が多く、山火事発生危険性が高いことから、森林保全巡視の充実を図るとともに、入林者に対する森林愛護思想の啓発に努めることとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、森林保全巡視員、ボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は減少傾向にあるが、被害木の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
林 木 遺 伝 資 源 保 存 林	1	78
植 物 群 落 保 護 林	2	3
総 数	3	81

② 緑の回廊

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源涵養^{かん}の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需給動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国有林材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であ

った木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

特に、本計画区の北東部に位置する水源深葉地区は、水源かん養保安林に指定され、下流域に位置する菊池市等の水がめであり、住民等に対して水源林造成を行う場を提供するなど国有林野の活用を積極的に推進することとする。

また、本計画区の南西部に位置する金峰山地区については、くまもと自然休養林（金峰山地区）が設定されるなど、多くの市民に親しまれているため、市民の森の造成を行う場の提供や当該自然休養林の施設整備を行うなど、国有林野の活用を積極的に推進することとする。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自 然 休 養 林	2	2,637
風 景 林	1	34
その他レクリエーションの森	1	1
総 数	4	2,672

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用にあたり、道路等の公用・公共用地等については貸付又は売払い等によることとする。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること

等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計 画 期 間

自	平成27年	4月	1日
至	平成32年	3月	31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	5
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	8
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	9
	(1) 保護林の名称及び区域	9
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	9
6	レクリエーションの森の名称及び区域	10
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	16
8	その他必要な事項	17
	(1) 施業指標林、試験地等	17
	(2) フィールドの提供	18
	(3) その他	18
	(4) 森林共同施業団地	19

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	1, 415.61	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ 45～70
	スギ長伐期	1, 484.67	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	1, 525.87	同上	80～120
	アカマツ長伐期	14.03	同上	80
	ケヤキ長伐期	19.49	同上	150
	その他人工林	83.80	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	434.46	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	178.65	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	その他複層林	10.72	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	特に定めない
	天然林長伐期	269.35	伐採箇所の縮小、分散化による択抜及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	89.46	伐採箇所の縮小、分散化による択抜及び皆伐を行う	35上
しいたけ原木	108.35	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15	
施業群設定外		—		
合計		5, 634.46		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施 業 群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	101
スギ長伐期	74
ヒノキ長伐期	63
その他人工林	6
保護樹帯	36
スギ・ヒノキ複層林	17
天然林長伐期	13
天然林広葉樹	12
しいたけ原木	36

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林			地		林地以外	合計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時 伐量	計		
山地災害防止タイプ	2,809	20,934 (169)	23,743				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	20,525	68,757 (610)	89,282				
快適環境形成タイプ	—	764 (13)	764				
水 源 かん 涵 養 タ イ プ	スギ・ヒノキ普通伐期	171,928	8,843	180,771			
	スギ長伐期	11,422	69,430	80,852			
	ヒノキ長伐期	495	72,620	73,115			
	スギ・ヒノキ複層林	13,087	5,439	18,526			
	その他複層林	1,637	328	1,965			
	アカマツ長伐期	—	230	230			
	保護樹帯	908	1,393	2,301			
	しいたけ原木	4,422	—	4,422			
	計	203,899	158,283 (1,287)	362,182			
合 計	227,233	248,738 (2,080)	475,971	48,529	524,500	—	524,500
年 平 均	45,446	49,748 (416)	95,194	9,706	104,900	—	104,900

注 () は、間伐面積である。
合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地				計	林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量			
熊本市	26,543	36,851	63,394				
玉名市	—	4,522	4,522				
山鹿市	73,309	58,773	132,082				
菊池市	71,568	76,673	148,241				
阿蘇市	38,689	32,012	70,701				
玉東町	—	3,593	3,593				
大津町	—	2,467	2,467				
南小国町	8,354	11,847	20,201				
小国町	4,013	7,542	11,555				
高森町	—	130	130				
西原村	2,401	8,347	10,748				
南阿蘇村	2,356	5,981	8,337				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係わる伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 ^{かん} タイプ	合 計
人 工 造 林	単層林 造 成	1.82	—	47.87	—	194.46	244.15
	複層林 造 成	14.81	—	—	—	416.37	431.18
	計	16.63	—	47.87	—	610.83	675.33
天 然 更 新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	45.42	45.42
	計	—	—	—	—	45.42	45.42
合 計		16.63	—	47.87	—	656.25	720.75

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 ^{かん} タイプ	合 計
保 育	下刈	11.04	18.80	69.84	—	686.92	786.60
	つる切	—	—	2.34	—	25.23	27.57
	除伐	—	—	18.00	—	54.59	72.59
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	37.94	37.94
	計	11.04	18.80	90.18	—	804.68	924.70

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	開 設	茂田井林道	43	500	
		木護林道26支線	26	500	
		八方ヶ岳林道	40	1,000	
その他	開 設	観音岳林道	28	500	
		阿蘇深葉10林道	10	1,500	
		吉無田林道 (小谷側) 1130支線	1130	1,300	
		内田林道	42	500	
		菊池深葉3林道	3	1,000	
		三ノ岳林道162支線	162	1,000	
		茂田井45林道	46	500	
		観音滝林道28支線	28	900	
		狼ヶ宇土林道	125	500	
		大野1129林道	1129	500	
		楮畑20林道	20	500	
		上威林道	41	1,000	
		茂田井林道45支線	45	1,000	
		茂田井46林道	46	900	
		平小城林道	68	1,000	
		平小城林道分線	67	1,000	
		金峰山林道(北本妙寺 山側)	176	1,000	
		三ノ岳林道185支線	185	600	
		三ノ岳林道160支線	159	1,000	
		九万岳林道	186	500	
阿蘇深葉16林道	16	500			
水源林道3支線1分線	1	500			
奥江34林道	33	800			

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	旭野林道	108	500	
		旭野林道支線	108	500	
		桜ヶ水林道	104	500	
基 幹	改 良	茂田井林道	43～46	600	舗装
		吉無田林道	1131	1,000	舗装
		三ノ岳林道	154. 155. 157. 160	500	舗装
		大谷林道	193	700	舗装
		鉾ノ甲林道	27. 28	500	舗装
		木護林道	21	500	舗装
		奥江林道	33. 43	500	舗装
		霧越林道	31. 32	500	舗装
		八方ヶ岳林道	40	300	舗装
		浦谷林道	12～14	500	舗装
		水源林道（深葉側）	114. 15. 17	500	舗装
その他	改 良	吉無田林道大野支線	1130	500	舗装
		黒川林道237支線	237	600	舗装
		水源林道	3～5. 7	500	舗装
		東門寺林道	170. 179. 183	500	舗装
		内田林道	41～42	200	舗装
		茂田井45林道	45	100	舗装
		北向山林道	117	500	舗装
		火焼輪地林道	237	500	舗装
		水源林道兜岩線	9. 10	500	舗装
		木護林道23支線	23	500	舗装
		木護林道26支線26分線	26	500	舗装
		木護林道26支線25分線	23～26	200	舗装
		観音滝林道	28	100	舗装
水源林道3支線	2. 3	200	舗装		

基 幹 その他別	開 設 改 良 別	路線名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	改 良	水源林道10支線	10	500	舗装
		奥江34林道	34	500	舗装
		下市成林道	19	100	舗装
		湧出山林道	240	500	舗装
計	開 設			22,000	29路線
	改 良			13,100	29箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
4～10、12～50、66、104～106、108～110、116、117、119、120、122～128、151、152、154、155、157～195、222～225、236～238、240、1129～1131、1144、1148	保安林の整備	本数調整伐	1,129 ha
2、4、9、28、29、40、42、43、45、49、51、104、108～110、117、222～226、240	保全施設	溪間工	22 箇所
4、108～110、222～226	〃	山腹工	9 箇所
計	保安林整備		1,129 ha
	保全施設		31 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
林源 木保 遺存 伝林 資	北向山	既設	77.58	116い	スギ、コナラ、クヌギ、ウラジロガシ、クマシデ等の遺伝資源の保存
植物 群 落 保 護 林	金峰山	既設	2.38	187ぬ	スギ、ヒノキ、サワラの老齢林の植物学的考証
	水源	既設	1.11	11へ、へ1	旧藩時代のスギ、ヒノキ老齢林の植物学的考証

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	新設・既設	延長	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 施 設 の 概 要	施 設 備 考	
自 然 休 養 林	くまもと (菊池水源地区)	既設	1,192.05	自然観察教 育ゾーン 923.15ha 1り、2ろ、ほ、か、 む1 3ろ、ち、り、か、 た、ら、む 4り1～り5、り7～ り9、り11、り12 5り、り2～り6、り 8、か、か3 7～2、～7、と1～ と3 8れ、9ほ、と、ち～ り1、よ～よ2、つ 11ろ1～ろ3、は2、 に3～に5	スギ、ヒノキを 主体とする人工 林及びモミ、ケ ガ、カシ類、デ ヤ、キ、カエデ等 の原生林と清流 の源流が水景お 美に優れ自然探 観に恵まれ勝の り、自然構成し、 場を構成して楽 季を通じ環境に める。	育成単層 林への施 業	駐車場、 管理棟、 便所等	有	
				1ろ～は6、へ、と 2い、は、と、ぬ～ わ、か1～む、む2、 う、 3は～へ1、り2 わ～わ2、よ、ね～ ね4、ら1、う 4ろ、ろ1、ろ3～ は5、は7、は8、ほ ～ほ3、ほ5、ほ7 ～へ3、と1、ち、 ち1、ぬ 5ほ～ち3、り1、 る、わ1、か1、か2 6は～わ 7い、は～は2、ほ ～へ1、～3～へ6、 と、と4～ち 8ろ～に3、へ～ ち、ぬ～わ、よ1、 そ～ね、ら1～お 9ろ、に、へ、と1、 ぬ、ぬ1、か、た、 そ、ね、ら 10ろ～ほ2、ち～ ぬ、わ～れ、つ 11い～ろ、ろ3、 は、は1、に～ほ、 と～と1					育成複層 林への施 業
				1い、に、ほ、へ1、 ち 2に、に1、へ、ち、 り 3い、と、り1、な、 の 4ろ2、は6、は9、 に、ほ4、ほ6、 へ4、とと2、ち2、 ち3、り、り6、 り10、り13					天然生林 への施 業

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 の 施 概 設 要	施 設 備	備 考	
自 然 休 養 林	くまもと (菊池水源地区)	既設		5り7、ぬ、わ、わ2、 よ 7い1、ろ、に、ち1 8ほ、ほ1、り、か、 よ、た、つ1、な、ら 9ほ1、れ、な、む 10へ〜と1、る、 る1、た1、そ						
				1イ 2イ〜ハ 3イ〜ハ、ホ 4ロ、ハ 5ハ 7イ 8ロ 9イ						林地以外 の土地
				風景ゾーン 105.13ha 9い2、わ1						育成複層 林へ導く ための施 業
				5ろ、に 9い、い1、は、る、 わ、 10ね						天然生林 へ導くた めの施業
				風致探勝ゾーン 163.77ha 3ぬ、わ3、8い1 10い1、い3、い5 11り2、ぬ〜わ						育成複層 林へ導く ための施 業
				3る、る1、れ〜つ 4い、い1 5い、い1、は、は1 6い、ろ 8い 10い、い2、い4 11ち〜り1、か						天然生林 へ導くた めの施業
3二、へ〜リ 4イ 5イ、ロ 6イ 8イ 9ロ 10イ〜ハ 11イ〜ニ 19イ、ロ	林地以外 の土地									
自 然 休 養 林	くまもと (金峰山地区)	既設	1,445.35	自然観察教育ゾ ーン 1,370.15ha 154は、 155い3、ろ、に、 ち〜る 157い〜と1、ぬ 158い〜〜1 159い1、い4、は、 ほ〜と6、ち〜る2 160は、は1 161い、は〜に、ち 〜ぬ 162い〜に、り、 り1	金峰連山、熊本 市の近景に加 え、有明海、雲 仙の遠望と四方 の眺望に優れて いる。 また、九州自 然歩道も開設 れ、森林学習館 や野外活動の諸 施設が完備さ れ、体験林業自 然観察教育等 の場に適してい る。	育成単層 林へ導く ための施 業	森林学 習館、台、 展望場、 駐車場等 便所等	有		

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 施 設 の 概	施 設 備	備 考		
自然 休 養 林	くまもと (金峰山地区)	既設		163に、へ、ち、 わ、か、ら2～ ら4 164ろ、ほ、と、 ち、り 165ほ 166い、ろ 167い、い1、り～ る 168い～に、わ、よ 169い～ほ 170ろ、ろ2、は ～ほ 171い、わ1、わ4、 か～よ1、た1 172い3、ろ 173に1、へ、よ、 よ1 174よ 175い、ち 176と～り 177い、い1、る、 よ 179に～ほ、わ、か 180と～と2 182い、は、は1、 ほ、ち～ぬ、ぬ2 ～か 183い～つ 184い～に、り、 る、た、れ、つ ～な 185へ、へ1、ち～ り 186は、と、ち、 れ、つ、ら 187は～り 188ろ、へ1、ち 189ち、ち1、ぬ、 わ、か、そ、ね～ な2、な4～ら 190に～ほ、ち、か 191と3～と10、 ち1 192の、 193い、い5、は～ ほ、ち、ぬ1、わ 194ろ～に2、と、 ち1、ぬ～る1 195い、へ、へ1、 る、わ～そ ----- 154い～ろ4 155い～い2、は、 は1ほ～と、 157ち、り 159い、い2、い3、 ろ、に、り1、わ、 か、 160い～ろ、に、へ 161ろ、ほ、へ、る 162ろ4、ほ～へ2、 ち、ち1、よ、よ1 163い、ろ、に1 よ、つ～な					育成複層 林へ導く ための施 業		

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 施 設 の 概	施 設 備	備 考
自然 休 養 林	くまもと (金峰山地区)	既設		164い 167ろ～ち、る2、 わ 168に1～る、か、 た 169ろ1、ろ2、ほ1、 へ 170い、ろ1 171ろ～ほ、と～ わ、わ2、わ3、た 172い～ほ1 173い～ほ、と、 る、わ、よ2、よ3 174い～は、ほ～ か、れ、そ 175い1～と、り 176い～に、ぬ～ わ 178い 179い～は、へ～ ち、る、た 181い～に 182ろ、へ、へ1、と 183い1、 184へ、と、わ～ よ1、そ、ら 185ろ、は、ほ、と、 と1、ち4、ぬ、る、 る2 186い～ろ、に～ へ、ち1～ぬ、る～ か1、ね、む～の 187い、ろ、ぬ1 188い、い1、は～ へ、と、ち1～り 189ろ～と1、り、 る、る1、よ～れ、 つ 190い～は1、ほ1 ～と、ち1～ぬ2、 わ、わ1、よ、よ1 191い～と2、ち 192い～り1、る～ ら、お～や 193い1～い4、ろ、 へ、り～ぬ、ぬ2～ る、か～た、そ 194い、ほ、へ、ち 195ろ、と～り、 ね、ら					

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 の 施 設 要 概	施 設 備	備 考
自然 休 養 林	くまもと (金峰山地区)	既設		157る 158へ、と、と1 159い5、よ 160ほ 161と 162ろ5、か 163は、は1、ほ～ ほ2、と、と1、り～ る、た～そ、ら、 ら1、む、む1 164は、に、へ、 へ1、ぬ 165い～に 167る1 168れ、そ 170へ、と 171へ、れ、そ、つ 173ち～ぬ、か、 よ4、た、れ 174に、た 175に2、に3 178ろ 179り、ぬ、よ、れ 182に、ぬ1 184ほ、ち、ぬ 185い、い1、に、 る1、わ 186ぬ1、よ、た、 そ、な 188ぬ 189な3 190る、191り 192ぬ、ぬ1、む、う 193と、れ、つ 194り、り1 195は～ほ、と1、 ぬ、つ、な		天然生林 へ導くた めの施業			
				154イ 155イ、ハ 157イ 158イ～ホ 159イ～ハ1 160イ 161イ、イ1 162ロ 163イ～ホ 167イ 168イ 169イ 170イ～ロ 171イ～ハ 172イ～ホ 173イ～ハ 174イ～ニ 175イ、ロ 176ハ 179イ～リ 180イ 181イ 183イ、ロ 184イ 185イ、ロ 186イ～ハ2 187イ～ホ1		林地以外 の土地			

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 の 施 概 設 要	施 設 備	備 考
自然 休 養 林	くまもと (金峰山地区)	既設		188イ～ハ、ホ、 ホ1 189イ～ロ1 190イ 191イ～リ 192ロ～ニ 193イ、ロ 194イ					
				風景ゾーン 36.74ha 162る、る1		育成複層 林へ導く ための施 業			
				162と、ぬ、わ 176ほ、へ 180い、い1、へ		天然生林 へ導くた めの施業			
				162イ		林地以外 の土地			
				風致探勝ゾーン 38.46ha 180は、ほ 189い～い2		育成単層 林へ導く ための施 業			
				176か 177ろ～ぬ4		育成複層 林へ導く ための施 業			
				177わ、か 180ろ、に		天然生林 へ導くた めの施業			
176イ、ロ 177イ～へ1、チ～ ヌ 180ロ 188ニ 189ハ	林地以外 の土地								
風景 林	木 原 山	既設	33.52	298ほ、と、わ、 な、む 298は、に、へ、 ち～る、わ1、ら、 う、お 298ロ～へ		育成複層 林に導く ための施 業 天然生林 へ導くた めの施業 林地以外 の土地	展望台、 遊歩道、 休憩舎 等	有	

種類	名称	既設 新設	面積 (h a)	位置 (林小班)	選 定 理 由	施業方法	既 存 施 設 の 概 要	施 設 整 備	備 考
そ の 他		既設	1.15	109ホ 110イ 122イ 123イ、ロ 296イ 298イ	レクリエーショ ン施設	林地以外 の土地			
計			2,672.02						

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)		面 積 (ha)	森林施業 の種類	林道の 開設等	備 考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設 定 年 度	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
試 験 地	仁川第一号収穫試験地	S 2 3	0.36	184は	ヒノキ
	菊池水源収穫試験地	S 3 4	1.00	3か	スギ
	鹿北流域試験（固定試験地）	H 2	12.56	51に、ほ、 へ、と、 り、ぬ	スギ、ヒノキ
	スギザイノタマバエ抵抗性個体の現地適応試験	H 1 0	0.25	22ろ	スギ
	スギ花粉の着かない品種の実証林	H 1 1	0.10	124へ9	スギ
	スギ花粉間伐試験地	H 1 2	1.00	155い1	スギ
	耐陰性スギ品種の現地検定試験	H 1 6	0.36	169い	スギ
	コンテナ大苗植栽試験地	H 2 6	0.16	183い2	スギ
展 示 林	品種別展示林	S 4 3	3.99	11ろ1、 ろ2、は2 19ろ1	スギ
	イチイガシ人工林	S 3 9	0.41	188ろ	イチイガシ、 L
	ケヤキ人工林	S 3 9	1.45	189ぬ	ケヤキ、スギ、 L
次代検定林	九熊本第55号、一般次代検定林	S 5 2	1.50	14ろ	スギ
	九熊本第99号、一般次代検定林	S 6 2	1.00	7へ7	スギ
	スギ菊池矢部署2種（第1試験地）、地域差検定林	S 4 0	0.64	16ぬ	スギ
	スギ熊本署第5号、遺伝試験林	S 4 3	1.86	189ね	スギ
	スギ菊池署第3号、遺伝試験林	S 5 8	1.11	19わ2	スギ
	九熊本第147号、遺伝試験林	H 1 5	0.57	159と3	スギ
	九熊本第156号、遺伝試験林	H 1 9	0.97	42さ	ヒノキ
	スギ熊本署第3号、遺伝試験林	S 4 5	1.50	1130つ	スギ
	九熊本第146号、育種集団林	H 1 5	0.33	159と2	スギ
	九熊本第152号、育種集団林	H 1 7	0.83	169は4	ヒノキ

種 類	名 称	設 定 年 度	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
遺伝子保存林	菊池署カヤセスギ	S 3 5	3.50	2む1	スギ
	菊池署英彦山スギ	S 3 6	2.10	15は1	スギ
	菊池署ヒノキ	S 3 8	2.50	36ね	ヒノキ
	菊池署ヒノキ	S 3 8	2.50	36ね1	ヒノキ
	菊池署ヒノキ	S 3 8	1.11	36む2	ヒノキ
	菊池署ヒノキ	S 3 8	1.22	36む3	ヒノキ
	熊本署ワカスギ	S 3 9	0.75	157ろ1	スギ
	ヒノキ菊池署字東外野第5号	S 4 6	3.43	48る	ヒノキ
	ヒノキ菊池署	S 5 9	1.00	16ろ2	ヒノキ
	ヒノキ菊池署	S 6 0	1.00	18は3	ヒノキ
	熊本署ワカスギ	H 1 6	0.46	159る2	スギ
施 業 指 標 林	成木摘伐施業指標林	S 6 0	0.71	192い1 い2	スギ、ヒノキ
森 林 施 業 モ デ ル 林	菊池川流域水源かん養モデル林	H 1 2	2.07	12と3	

(2) フィールドの提供

対 象 地 (林 小 班)	設 定 の 目 的	備 考
42さ2	ふれあいの森	平成20年10月協定 ライオンズクラブ国際協会
187い～り、ぬ1～ホ1、188、189い ～る1、よ～ハ、190い～わ1、よ～ イ、191～193、194い～り1、イ	遊々の森	平成15年 1月協定 熊本市教育委員会
184か	遊々の森	平成19年 2月協定 熊本市立芳野小学校
1144り～か	社会貢献の森	平成22年 7月協定 サントリーホールディング(株)

(3) その他
レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積(ha)	施 業 方 法
19ろ4、	0.05	育成単層林へ導くための施業
19ろ2～は、ほ、ぬ、ぬ1、49は～は2、298に1、	17.56	育成複層林へ導くための施業
19い、ろ、に、ち、43そ、ら、44つ、ね、う、 45ふ～え、46く～ま、49は3、234い、240ろ、 や、	104.70	天然生林へ導くための施業
19ホ、155ロ、240イ、ロ	27.87	林地以外の土地
計	150.18	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)		面 積 (h a)	連携した施業の内容	備 考
熊本市西部地域 (金峰山) 森林整備推進協定	民	4～8、11、12、 43、44、46～ 58	1,360	間伐の方法、間伐材の販売、 路網の整備等	
	国	154、155、 157～195	1,455		